

岩手県監査委員告示第38号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第32号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県医療局長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

岩手県監査委員 五日市 王  
岩手県監査委員 川村 伸 浩  
岩手県監査委員 五味 克 仁  
岩手県監査委員 中野 玲 子

1(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月27日から同月28日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、旅行完了後相当期間経過してから支給しているものが1件、80,490円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	必要書類の提出遅れが支払遅延の要因であることから、必要書類を提出しない職員に対しては、通知・電話等で継続して提出を求め、その状況について記録し、事務処理の遅延を防止することとした。

2(1) 監査対象機関名 岩手県立胆沢病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月15日から同月16日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月20日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
有害物取扱手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが53件、293,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	多く支給していた手当293,100円について、胆沢病院在職者分を6月27日付けで返納処理し、異動者分を7月19日付けで返納処理した。  放射線技術科から報告された整理簿の内容について、事務担当者の確認が不足していたことから、手当整理簿に実効線量の欄を追加し、手当整理簿欄外に支給対象者の要件を記載した。また、事務担当者及び放射線技術科職員の入替わりがあっても、支給要件を確認して整理簿を作成できるように改善を行った。

3(1) 監査対象機関名 岩手県立磐井病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月13日から同月14日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月20日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
専攻医指導管理業務手当の支給に当たり、支給していないものが3件、54,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給漏れがあった3件、54,000円について、令和5年7月31日に追給処理を行った。  これまで、専攻医指導管理業務手当については、手当実績入力及びチェックを給与担当者のみで行っており、チェック体制が十分機能していなかったことから、給与担当者と副担当者等がダブルチェックを行い、再発を防止することとした。

4(1) 監査対象機関名 岩手県立久慈病院

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 令和5年6月20日から同月21日まで

イ 本監査実施日 令和5年7月26日

(3) 監査結果の公表の日 令和5年8月25日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事の執行に当たり、検査員に任命されていない者が完成検査を行っているものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	指摘となった工事以外についてもチェックを行い、指名した検査員が適正に完成検査を実施していることを確認した。  今回発生した検査員の指名漏れ及び検査員の変更については、決裁時の確認不足により生じたものであることから、チェックリストを作成し、かつ、複数名で確認することにより、今後、同様の事例が発生しないようにすることとした。